

令和8年度「砂防メンテナンス計画等策定業務委託（R7補正－1工区）」 特記仕様書（案）

第1章 総則

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、鹿児島県砂防課が実施する「砂防メンテナンス計画等策定業務委託（R7補正－1工区）」に適用する。

第2条 適用仕様書

本業務の遂行にあたっては、この特記仕様書及び鹿児島県土木部制定「設計業務等共通仕様書」（令和7年3月版）、「鹿児島県公共測量作業規程」（平成20年8月）、「砂防事業設計積算基準」（平成29年10月）、国土交通省策定の「国土交通省河川砂防技術基準 調査編」（令和7年7月版）、砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン（案）（令和4年3月水管理・国土保全局砂防部保全課）、その他関係する指針・示方書によらなければならない。また、参考文献等使用の場合は、その出典を成果品に明記すること。

第3条 前払金・部分払い

本業務は、保証事業会の保証がなされている契約金額100万円以上のものについては、当該契約金額の10分の3以内の前払金を請求することができる。
なお、部分払いは行わないものとする。

第4条 履行期限

本業務の履行期限は、令和9年3月25日（木）までとする。

第5条 調査員

本業務については、総括調査員、調査員を置くこととし、その職・氏名等については、別途通知する。

第6条 訂正・補足

成果品納入後において、受託者（以下、乙）の責めに帰すべき誤りが発見されて、鹿児島県（以下、甲）がこの修正を要求した場合には、乙が乙の負担において速やかに訂正しなければならない。

第7条 その他

既存の成果品等は必要に応じて甲から乙に貸与する。

第2章 業務内容

第8条 業務目的

令和3年7月の世界自然遺産登録時に世界遺産委員会から発出された河川再生に係る要請事項を踏まえ、関係行政機関における河川再生タスクフォースが科学委員会の下に設置された。

そこで、令和4年度に鹿児島県において、「奄美大島世界自然遺産における河川再生に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）」を開催し、河川再生戦略に基づき、奄美大島における河川工作物による遺産価値への影響評価を行い、影響の軽減策を今後検討するモデルとなる河川及び河川工作物として奄美市住用の川内川の砂防堰堤2基が選定されたところである。

このため、本業務では、当該砂防堰堤2基が現在果たしている防災機能（河川縦断勾配の緩和、堆積土砂の流出抑制）を確保した上で、可能な限り、次の事項に対応するための堰堤構造等の検討及び施工計画を立案することを目的とする。

- 工事施工中の環境（魚類、溪流植物等の生息・生育環境）への悪影響を回避・低減する。
- 魚道の設置や堰堤のスリット化等により連続性の回復や動植物の生息・生育環境の改善を図り、遺産価値への影響を軽減する。
- 周辺環境になじむよう、景観について検討する。

第9条 業務範囲

業務範囲は、別紙業務位置図のとおりとする。

第10条 業務内容

- (1) 計画準備
- (2) 資料収集整理

川内川における土砂・洪水氾濫に関する資料を収集・整理する。

過年度で収集・整理した主な項目は以下のとおり。

- ・対象地域の地形・地質特性
- ・砂防施設台帳
- ・降雨状況（降水量、降雨波形、降雨分布など）
- ・水流出状況（洪水流量、ハイドログラフ）
- ・過去の土砂・洪水災害履歴（氾濫箇所・範囲、土砂堆積状況など）
- ・土砂動態に関する情報（河床変動状況、流出土砂量、粒度分布など）
- ・最新のLPデータを用いた一次元河床変動計算および二次元氾濫計算の結果

(3) 既存堰堤のスリット化による土砂移動シミュレーション

既存の不透過型砂防堰堤をスリット化した場合に、現在の堆砂域に堆砂している土砂の流出形態や洪水時の防災機能についてシミュレーション（数値計算等）を実施する。実施にあたっては最新LPデータを用いることとする。

なお、スリット化の検討については以下に留意するものとする。

- ・スリット化は、1号堰堤のみ・2号堰堤のみ・2基とも・単年度施工や複数年にわたる段階的なスリット化の場合など、想定できる複数のケースで現在の堆砂域に堆砂している土砂の流出について数値シミュレーションを実施すること。
- ・スリット化した場合であっても、洪水時において、下流域の保全対象に対し、既存の不透過型堰堤と同等以上の防災機能（土砂・洪水氾濫被害の軽減効果）を有していることを数値シミュレーションにより確認すること。その際、洪水の減水期にスリットから多量の土砂が流出し、砂防堰堤下流域に堆積することが想定されるが、その影響についても考慮すること。

(4) 既存堰堤のスリット化による地すべり誘発の可能性

既存堰堤のスリット化に伴い堰堤上流に堆積した土砂が減少することによる山脚固定機能の低下が想定されることから、堆砂区域における地すべり誘発などのおそれについて検討を行う。

(5) 既存堰堤のスリット化による環境への影響

既存堰堤のスリット化による環境（魚類、溪流植物等の生息・生育環境）への影響について整理の上、悪影響を回避・低減するための方策について検討を行う。

なお、令和6年度の環境調査の結果は、貴重種の情報を含むため、契約締結後に提供するものとする。また、検討にあたっては以下の点に留意するものとする。

- ・スリット化に伴う既存堰堤の上流に堆積した土砂の流出や流速の上昇、剥離流の発生等による魚類への影響について検討し、魚類の遡上を妨げないための設計及び施工上の留意点を整理すること。
- ・既存堰堤の上流に堆積した土砂が流出することによる溪流植物の生育環境への影響を整理の上、悪影響を回避・低減するための方策を検討すること。

(6) 最適ケースの判定

上記(2)から(5)までの検討を踏まえ、スリット化しない選択肢も含めて業務目的に即した最適なケースを判定する。

(7) 施工計画（工事用道路のルート）の立案

令和 6 年度の環境調査の結果及び下記事項等を踏まえ、1 号堰堤及び 2 号堰堤の改築工事を実施するための実現可能な工事用道路のルート案およびその施工計画を立案する。

- ・土地所有者情報は、個人情報を含むため、契約締結後に提供する。
- ・川内川の右岸側は世界自然遺産区域の「特別保護地区」に指定され、左岸側は同区域の「第二種特別地域」に指定されている。
- ・川内川については、リュウキュウアユに配慮した工事可能期間が設けられており、その期間は「6 月 1 日から 10 月 31 日まで」および「2 月 15 日から 3 月 15 日まで」となっている。
- ・工事用道路の計画については、豊水期や大雨時の出水に対応できる構造とすること。

(8) 有識者会議資料作成

上記(2)から(7)までの検討結果を踏まえ、有識者会議（自然保護課主催）の資料を作成する。また、同会議（Web 参加可）に出席すること。

- ・令和 8 年度有識者会議
開催時期：令和 8 年度秋から年度末頃（見込み）
主要議題：スリット化の影響について
- ・令和 9 年度有識者会議
開催時期：（未定）
主要議題：施工計画等（工事用道路のルート）について

(9) 現地調査

本業務では現地調査を行わないものとする。

ただし、既存資料のみでは判断が困難な事項が生じた場合は、発注者と別途協議するものとする。

(10) 照査

本業務のすべての内容について照査を行うものとする。

(11) 報告書作成

以上の検討結果を簡潔にとりまとめ、報告書を作成する。

(12) 打合せ協議

打合せ協議は業務着手時、中間（3 回）時、終了時（報告書原稿案作成時）の 5 回以上実施する。

(13) 成果品

以下のとおり提出する。

- ・業務報告書（A 4 版ドッジファイル） 1 部（概要版も含む）
- ・業務報告書電子データ（CD-R または DVD-R） 2 枚（正・副）
- ・その他監督職員が指示するもの

(14) 資料の貸与

本業務に必要な関連資料については、発注者より貸与する。

第3章 その他

第11条 疑義

本業務内容に疑義が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。

第12条 秘密の保持義務

受託者は、業務上知り得た業務内容及びその成果を、発注者の承認を得ずに第3者に知らしめてはならない。

第13条 旅費

本業務における旅費は、打合せ協議に要する旅費とする。

なお、本業務は第10条(9)のとおり現地調査を行わないものとする。

第14条 電子成果品の作成

(1) 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。

ここでいう電子成果品とは、「鹿児島県電子納品ガイドライン：(以下、「ガイドライン」という。)」に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。

(2) ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は電子媒体(CD-R)で正本1部、副本1部の計2部提出する。電子化しない成果品については従来どおりの取扱とする。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定するものとする。

(3) 電子成果品を提出する際は、鹿児島県の公開する電子納品チェックソフトによるチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で提出すること。

第15条 再委託

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

第16条 技術提案書

特定された技術提案書の内容については、業務に適切に反映するものとする。また、技術提案書の内容が受注者の責めにより実施されなかった場合は、業務成績評定を減ずるなどの措置を行う。